

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

2016年（平成28年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第28条第9号イの表4階以上の階の項避難用の項及び第43条第8号イの表4
階以上の階の項避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設
備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその
他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付
室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定す
る構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を
「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法施行令の一部改正に伴い家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令が改正され、特別避難階段の構造に関する規制の合理化が図られたことから、所要の改正をする必要による。